

平成13年度定期監査に対する意見

独立行政法人通則法第19条第4項及び第5項の規定に基づき、独立行政法人国立博物館の平成13事業年度財務諸表、事業報告書及び決算報告書を監査した結果、正確妥当であると認めます。

なお、独立行政法人国立博物館となって、業務の拡充に伴う業務全般の執行体制の整備について、一層配慮することを御願ひ致します。

平成14年6月20日

独立行政法人国立博物館監事 阿部 充 夫

独立行政法人国立博物館監事 篠原 啓 慶

